

# 走り方スクール ROBLE kids 申込規約

## 第1条 目的

一般社団法人ロブレスポーツジャパンが提供する走り方スクール ROBLE kids(以下、ROBLE kids)は陸上競技選手および、将来の各種スポーツ選手の早期育成に寄与するとともに、スポーツ全般の普及・振興を目指して、スクールに参加する会員の基本的な運動技能の発達を促すことを目的とする。

## 第2条 活動内容

上記目的のため、ROBLE kids では下記のような活動を展開する。

- (1)現役アスリートおよび専門指導者による各種運動技能の指導
- (2)陸上競技連盟への選手登録および出場試合の帯同
- (3)陸上競技およびその他スポーツ種目の選手育成を意図したミーティング等の企画
- (4)全体および個人の活動の様子を主とした、写真および映像を用いた広報活動

## 第3条 スクール生の権利

申し込み手続きを経てスクール生となった者は、ROBLE kids の活動に参加することができる。また ROBLE が主催するイベントや座談会等への参画が認められるとともに、参加費用が一部免除される。

## 第4条 申込資格

上記の目的および活動内容に賛同する者は、申し込み手続きを経て「スクール生」として認められる。ただし、ROBLE kids は原則、小学3年生～6年生を対象としているため、申込資格は、対象年齢の子どもに限る。また、定員は各スクール30名とし、定員に達し次第、受け入れを制限することもある。

## 第5条 申し込み手続き

入会を希望する者は「走り方スクール ROBLE kids 申込書」を記入後、提出する。これを受領した時点で、申し込み手続きが完了したこととする。

## 第6条 スクール生の義務

ROBLE kids のスクール生となった者には、下記の義務が生じる。

- (1)指導スタッフの指示に従うとともに、安全に心がけた活動に従事すること。
- (2)季節や活動場所等を考慮したうえで、運動に適した服装等を準備するとともに、水分補給や風邪予防といった体調管理を怠らないこと。

(3) 走ることやその他運動を思いっきり楽しむこと。

(4) 滞りなく基本月謝等を支払うこと。

なお、基本月謝については、1部練習コースは4,000円、2部練習コースは6,000円とする。

#### 第7条 スクール生の継続(年度更新)

スクール生が小学6年生未満である場合には、次年度の年会費5,000円を支払うことで、年度更新が行われることとする。またスクール生が小学6年生である場合には、3月末をもってROBLE kidsのスクール生としての権利がなくなる。

#### 第8条 スクール生活動の取り消し

下記事由が生じた場合には、「スクール生の権利」および「スクール生の義務」がなくなるとともに、スクール生としての活動が取り消されることとなる。

(1) スクール生自ら活動の取り消しを希望する場合

(2) スクール生に、上記に定める「スクール生の義務」(第6条)の違反が認められた場合

(3) スクール生が事故や怪我、あるいはその他の理由によりROBLE kidsの活動を継続することが困難であると認められる場合

(4) その他スクール生による当社および会員への迷惑行為等が認められる場合